

# 大阪市地域女性団体協議会会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は大阪市地域女性団体協議会と称し、主たる活動の場を大阪市立男女共同参画センター中央館内とする。

## 第2章 目 的

第2条 本会は市内地域女性会（以下単位女性会という）相互の連絡とその健全な発展を図り、併せて女性の教養、生活、地位の向上に寄与することを目的とする。

## 第3章 方 針

第3条 本会は次の方針にもとづいて活動する。

- (1) 本会のすべての活動は、非営利的、非宗教的、非政党的に行う。
- (2) 本会は自主独立のものであって、他の団体から支配、統制、干渉を受けない。
- (3) 本会は単位女性会の自主的活動を尊重する。

## 第4章 事 業

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 単位女性会相互の連絡、協力
- (2) 繼続的な生活学習
- (3) 生活向上のための市民活動
- (4) 女性大会と各種指導者研修会
- (5) 女性の生活課題に関する調査研究
- (6) 地域づくりへの参加
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第5章 組織と加入

### 第5条

- (1) 本会は本会の趣旨に賛同する市内の単位女性会で構成する。
- (2) 単位女性会はほぼ1小学校区の範囲で組織することを原則とする。

### 第6条

- (1) 各区単位女性会は、それぞれ区地域女性団体協議会（以下区女性会という）を構成する。
- (2) 各単位女性会は、区女性会を通じて本会に加入する。

## 第6章 総 会

第7条 総会は本会の最高決議機関である。

第8条 総会は、加入単位女性会ごとに選ばれた各3名の代表者によって構成し、その総数の3分の1以上の出席によって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第9条 定例総会は、毎年度始めに開催し、その年度の事業計画と予算案を審議する。

第10条 会長は必要と認めたとき、または加入単位女性会の1割以上の要求があった場合に、臨時総会を開かなければならない。

## 第7章 理事会

- 第11条 理事会は、各区女性会から選ばれた各2名の理事（区女性会会长を含む）で構成し、過半数の出席によって成立する。
- 第12条 理事会は、総会で決定された事項の実施について月々協議し、それを執行する。
- 第13条 理事会は、毎月1回定例日に開催する。
- 第14条 理事会は、会長または役員会が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

## 第8章 区女性会会长会

- 第15条 区女性会相互の連絡のため、区女性会会长会をおく。
- 第16条 区女性会会长会は、各区女性会会长によって構成する。
- 第17条 区女性会会长会は、会長および役員会が必要と認めたときに開催する。

## 第9章 専門委員会

- 第18条 本会は必要に応じ専門委員会をおくことができる。各専門委員会の設置とその委員は、理事会で決める。
- 第19条 専門委員会内の役職は、委員の互選で決める。
- 第20条 専門委員会は、理事会の決定にもとづいて、特定の活動、事業の調査、研究、企画にある。
- 第21条 特別に必要あるときは、理事会の決議により、特別委員会をおくことができる。

## 第10章 役員

- 第22条 本会の役員は次のとおりとする。

会長	1名
副会長	3名
書記	2名
会計	2名

- 第23条 役員の任期は2年とし、再任をさまたげないが、同一役職の任期は通算3期までとする。  
なお、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 第24条 役員の選出は次のとおりとする。

- (1) 選挙は、理事（区会長を除く）のなかから選ばれた選挙管理委員により行う。
- (2) 役員は理事全員の選挙によって区女性会会长から選出する。
- (3) 選挙は役職ごとに行う。
- (4) 役員の改選は、改選年の4月の理事会で行うこととし、改選方法は別に定める。

- 第25条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、一切の会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を助け、会務を分担し、会長が事故あるときはその代理をつとめる。
- (3) 書記は総会、理事会及び各種会合の正確な記録をつくり、これを保管する。  
また各種会合の通信を行う。
- (4) ① 会計は総会で決定した予算にもとづいて、一切の会計事務を行う。  
② 会計は会計監査から監査を受けた決算書を総会に提出する。

- 第26条 役員会は、毎月1回定例会を開催し、必要により臨時に開催する。

## 第11章 各 部

第27条 本会の会務の円滑な調整をはかるため、次の各部をおく。

- (1) 庶務部
- (2) 企画部
- (3) 広報部

第28条 各部長は副会長が分担し、部員は役員をあてる。

第29条 各部の会務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 庶務部  
会の庶務、役員人事、及び他の部に属さないこと
- (2) 企画部  
会の活動、事業の調整
- (3) 広報部  
会の広報と機関紙の発行

## 第12章 経 理

第30条 本会の経費は、会費収入及びその他の収入をもってあてる。

第31条 本会の会費は、別に定める額とし、各単位女性会から年度始めに納入する。ただし必要あるときは、臨時に会費を集めることができる。

第32条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第33条 本会に会計監査2名をおき、理事会で区女性会会长のなかから選出する。

第34条 会計監査は、常に会計事務と会の経理を監査しその結果を総会に報告する。

## 第13章 改 正

第35条 本会則は、総会の決議により改正することができる。

## 第14章 顧問及び相談役

第36条 本会に顧問及び相談役をおくことができる。

## 附 則

会則制定	昭和23年 8月	改	正	平成元年 5月23日
改 正	昭和33年 5月23日	改	正	平成4年 4月 1日
改 正	昭和37年 6月22日	改	正	平成10年 4月 1日
改 正	昭和41年 4月28日	改	正	平成13年 6月 1日
改 正	昭和42年 5月26日	改	正	平成15年 5月23日
改 正	昭和46年 5月26日	改	正	平成16年 5月26日
改 正	昭和52年 4月19日	改	正	平成17年 6月 1日
改 正	昭和57年 5月28日	改	正	平成19年 5月22日
改 正	昭和58年 5月24日	改	正	平成21年 5月20日
改 正	昭和62年 5月21日	改	正	平成23年 5月19日
改 正	昭和63年 4月 1日	改	正	平成26年 5月13日
		改	正	平成27年 5月29日